

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成28年8月4日（平成28年（行情）諮問第487号）

答申日：平成28年11月17日（平成28年度（行情）答申第524号）

事件名：核燃料税等の相談等で自治税務局企画課が特定月以降に福井県との間でやり取りした際の内容を記した記録等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「法定外普通税「核燃料税」等の相談や連絡調整などで、総務省自治税務局企画課が平成27年4月以降に福井県との間でやり取りした際の内容を記した記録，メモ書き，電磁的記録（電子メール）などの文書一式」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年5月6日付け総税企第47号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

「文書不存在」の判断は誤りであり，手がかりとなる行政文書を探し出して全部公開すべきである。

審査請求人が開示を求めたのは，「法定外普通税「核燃料税」等の相談や連絡調整などで，総務省自治税務局企画課が平成27年4月以降に福井県との間でやり取りした際の内容を記した記録，メモ書き，電磁的記録（電子メール）などの文書一式」である。これに対して総務省は「文書不存在により不開示」とした。

しかし，福井県は平成28年の核燃料税更新で，原発の使用済み核燃料税への課税を検討している。発電のため原発に挿入した核燃料と，燃やし終わった使用済み核燃料の両方に，同じ主体が課税する初のケースとなる。そのため，税率や課税標準等を定める上で，高度な税理論の構築が求められる。そのため，福井県が総務省に相談や問い合わせを全くせず，税を更新することは常識的に考えられない。何度もやり直しをしつつも，総

務省がわざと記録を残さなかったのではないかという疑念が拭えない。少なくともメモ書きや電子メール等の形式で、何らかの記録が残っているのではないか。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、法4条1項の規定に基づいて行った平成28年4月18日付けの行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、処分庁が法9条2項の規定に基づいて行った同年5月6日付けの原処分を不服として、同月10日付けをもって行われたものである。

2 本件審査請求の対象となる行政文書

(1) 本件開示請求の内容

平成28年4月18日付けの本件開示請求の内容は、以下のとおり。

法定外普通税「核燃料税」等の相談や連絡調整などで、総務省自治税務局企画課が平成27年4月以降に福井県との間でやり取りした際の内容を記した記録、メモ書き、電磁的記録（電子メール）などの文書一式

(2) 原処分について

処分庁では本件開示請求に係る行政文書が不存在であるため、不開示とする原処分を行い、平成28年5月6日付け総税企第47号をもって審査請求人に通知したところである。

3 審査請求について

審査請求人は、平成28年5月10日付け（同月12日受理）で、原処分に対し、下記の理由により、「文書不存在」の判断は誤りであり、手がかりとなる行政文書を探し出して全部公開を求める審査請求を行った。

（審査請求理由）

福井県は平成28年の核燃料税更新で、原発の使用済み核燃料税への課税を検討している。発電のため原発に挿入した核燃料と、燃やし終わった使用済み核燃料の両方に、同じ主体が課税する初のケースとなる。そのため、税率や課税標準等を定めるうえで、高度な税理論の構築が求められる。そのため、福井県が総務省に相談や問合せを全くせず、税を更新することは常識的に考えられない。何度もやり取りをしつつも、総務省がわざと記録を残さなかったのではないかという疑念が拭えない。少なくともメモ書きや電子メール等の形式で、何らかの記録が残っているのではないか。

4 諮問庁の意見

以下のような理由から原処分を維持することが妥当である。

現行の法定外普通税の新設又は変更に係る同意を要する協議制度は、国の関与の見直しを示した地方分権計画を受けた地方分権一括法による地方

税法の改正により，地方公共団体の課税自主権を尊重する観点から，許可制度を見直して，平成12年度に導入された制度である。なお，この同意を要する協議制度は，「国と地方が対等・協力の立場に立つ」という国と地方公共団体との関係に基づくものである。

地方公共団体からの協議の申出に際しては，協議書（関係条例の謄本等を含む）の提出を受けることとしているが，協議前の相談については特段定めておらず，法定されてもいない。このため，事前相談を行うか否かは地方公共団体の判断によるところである。

このことから，福井県が平成28年度の核燃料税更新に際して何らかの検討を行っていたとしても，総務省は必ずしも福井県から相談等を受けているものではない。現に総務省は，原処分に係る行政文書開示請求時点において，福井県から相談等を受けていないため，それらを記録した文書は存在しないものである。

以上のことから，原処分は適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年8月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月17日 | 審議 |
| ④ 同年11月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書は，「法定外普通税「核燃料税」等の相談や連絡調整などで，総務省自治税務局企画課が平成27年4月以降に福井県との間でやり取りした際の内容を記した記録，メモ書き，電磁的記録（電子メール）などの文書一式」である。

処分庁は，本件対象文書は存在しないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，手掛かりとなる行政文書を探し出して全部公開すべきであるとしているが，諮問庁は，原処分を妥当であるとしていることから，以下，原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 審査請求人は，福井県が，平成28年の核燃料税更新で原発の使用済み核燃料税への課税を検討しているところ，当該税は発電のため原発に挿入した核燃料と，燃やし終わった使用済み核燃料の両方に同じ主体が課税する初のケースとなるものであるため，税率や課税標準等を決める上で高度な税理論の構築が求められることから，福井県が総務省に相談や問合せを全くせずに税を更新することは常識的に考えられず，少なく

ともメモ書きや電子メール等の形式で何らかの記録が残っているはずである旨主張する。

- (2) これに対し、諮問庁の説明によれば、法定外普通税の新設又は変更に係る地方公共団体からの協議の申出に際しては、協議書の提出を受けることとされているが、協議前の相談については特段の定めはなく、法定されてもいないため、事前相談を行うか否かは地方公共団体の判断によるものであるところ、本件については、使用済み核燃料税の課税の方針や可能性について福井県から相談等を受けておらず、それらを記録した行政文書は存在しないとのことである。
- (3) この諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとは認められず、審査請求人の主張にも、上記(1)の相談等やメモ書き等が存在するとする具体的な根拠は示されていない。
- (4) また、念のため、当審査会事務局職員をして、本件対象文書の探索の方法及び範囲について諮問庁に確認させたところ、総務省担当部局の書庫、事務室及びパソコンの共用フォルダー内を探索した結果、本件対象文書に該当する紙文書及び電子データはなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。
- (5) したがって、総務省において、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、総務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史